

# 私の仕事・未来形

女子高校生のための進路ガイドブック



労働省女性局

## CONTENTS

---

---

<b>就職や進学を考えているあなたに</b> .....	2
あなた自身のことを考えてみましょう .....	2
働く女性の現状をみてみましょう .....	4
職種別の状況をみてみましょう .....	6
<b>いま、こんな職場で、こんな仕事で女性は活躍しています</b> ...	8
<b>就職を考えているあなたに</b> .....	10
相談してみましょう .....	10
先輩からのメッセージ .....	13
企業はどんな人材を求めているか .....	14
<b>進学を考えているあなたに</b> .....	16
卒業後も視野に入れておきましょう .....	16
<b>知っておきたい 女性をとりまく労働関係法律</b> .....	18
<b>女性少年室について</b> .....	20

—— 就職と進学を考える前に ——

# 自分さがし と 生き方がし

自分で納得できるスタートをするために

この冊子は女性であるあなたが、これからの一生の中での仕事とのかかわりについて、あなたにとってもっとも望ましい選択をすることができるよう、直面する進学や就職に向けての参考にしていただくためにつくりました。

以前の女性は生き方も限られていましたが、いまは、いろいろと可能性が広がってきています。あなたが充実した人生をおくるためにこの冊子が少しでも役に立てば幸いです。

# 就職や進学を考えている

## あ・な・た・に

### あなた自身のことを考えてみましょう

あなたはどのような「生き方」、「働き方」？

- ◆ 将来の職業生活を考えたとき、一生の中でどんな「働き方」をしたいか考えましょう。

女性の一生の中で、働くことが大きなウエイトを占めるようになり、「自分はどう生きたいか」を考え、人生を選び取っていくことが大切になっています。

若いあなたには、これから長い人生が待っています。あなたの生涯に「働く」ということをどう位置付けるかは、あなたの生き方を考える場合にも、職業を選ぶ場合にも、大きなポイントになるでしょう。





◆ 仕事に対する女性の意識が変化しています。

昭和61年の男女雇用機会均等法の施行後、「一生働きたい」と考える女性が増えています。

◆ あなたはどのような「働き方」をしたいと思いますか？

- ・ 男性同様に一生働きたい。
- ・ 出産や結婚までの間働き、子育てが終われば以前の経験を活かして家庭との両立を考えて働く等。

自分なりの人生設計をたて、それが実現できるような道を選んでいくことが必要です。

◆ なお、現在の状況を見る限り、育児後に女性が再就職を希望した場合に、かつての経験を活かせるような就職の機会が得られる場合が少ないということも念頭において考えることも重要です。

▼ 女性の望ましい就業形態(回答:20歳以上の女性)

区 分	昭和62年 (1987年)	平成7年 (1995年)
職業を持ち、結婚や出産の後も仕事を続ける方がよい	16 %	33 %
職業を持ち、結婚や出産などで一時期家庭に入り、育児が終わると再び職業を持つ方がよい	52	40
職業を持ち、結婚・出産を契機として家庭に入る方がよい	22	18
職業を持たない方がよい	3	4
わからない・その他	7	5
計	100	100

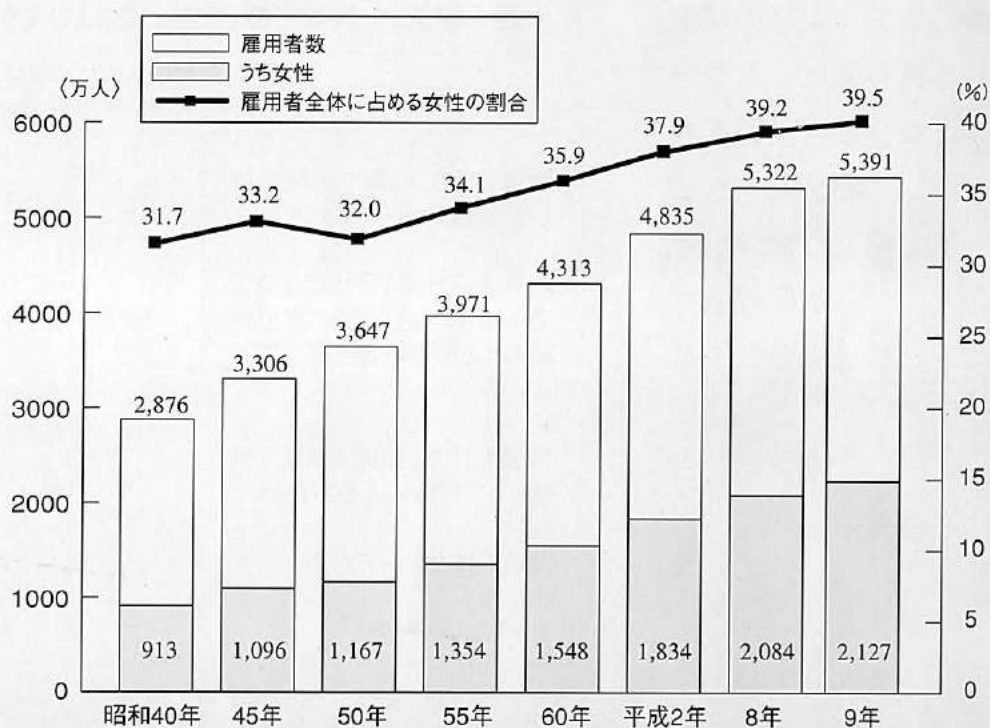
資料出所：総理府「女性に関する世論調査」(昭和62年3月)  
「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年7月)

## 働く女性の現状をみてみましょう

### 増える継続就業派

- ◆ 平成9年の女性雇用者は2,127万人で、雇用者全体に占める女性の割合は39.5%となっています。
- ◆ また、結婚、出産期をはじめ各年齢層において働いている女性の割合が高まっています。

#### ▼ 雇用者数の推移(全産業)

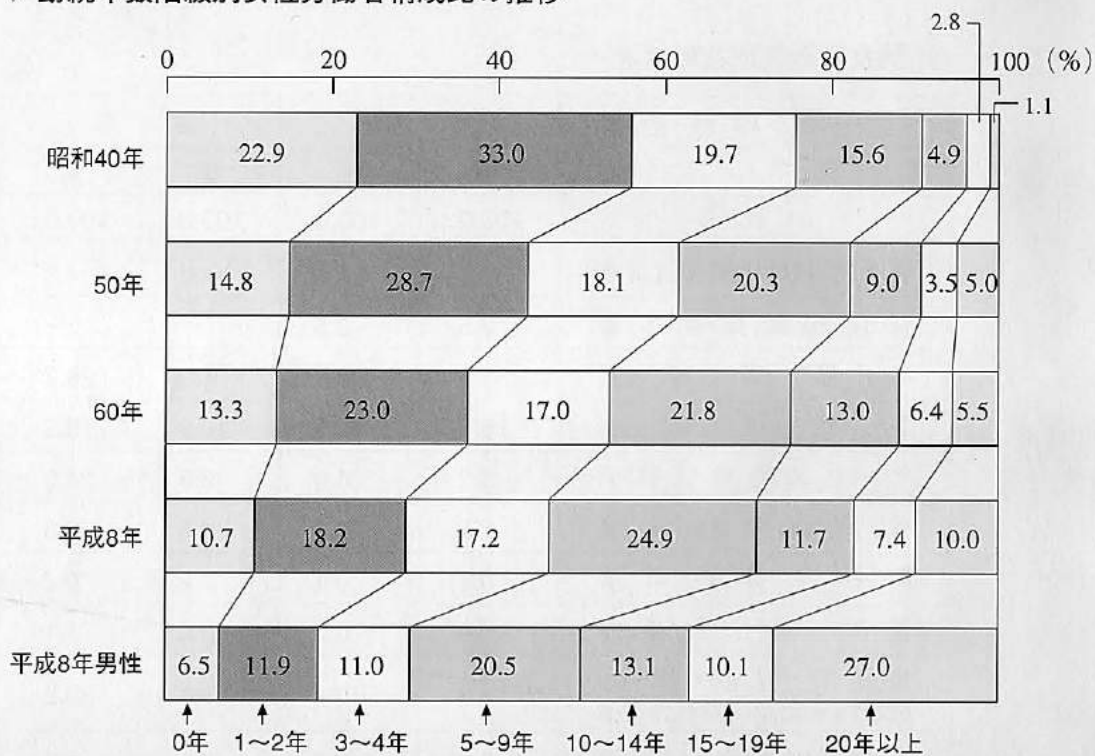


資料出所：総務庁「労働力調査」

## 伸びる勤続年数

- ◆ 女性雇用者の平均勤続年数は年々伸び、平成9年には8.4年（男性13.3年）となり、女性雇用者のうち勤続10年以上の者の割合も3割近くになっています。

### ▼ 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移



(注) 昭和40年・50年は民公営、昭和60年以降は民営の数値である。  
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

## 職種別の状況を見てみましょう

### 新規学卒者の就職状況

- ◆ 高校、大学卒業後の就職状況を職業別にみると、女性は事務職が高卒で29.7%、大卒で48.3%となっており、男性に比べて事務職の割合が大きくなっています。



#### ▼ 男女別職業別就職状況

(%)

職業	学歴・性別		大卒		高卒	
	男	女	男	女	男	女
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	32.1	28.8	4.9	4.3	—	—
管理的職業従事者	0.5	0.5	—	—	—	—
事務従事者	33.4	48.3	4.3	29.7	—	—
販売従事者	25.8	15.5	10.9	18.6	—	—
サービス職業従事者	3.2	4.0	9.8	24.0	—	—
保安職業従事者	1.2	0.3	4.6	0.6	—	—
農林漁業従事者	0.1	0.1	1.2	0.2	—	—
運輸・通信従事者	0.4	0.2	3.2	1.1	—	—
技能工・採掘・製造・建設作業者及び労務作業者	0.3	0.1	59.1	20.2	—	—
上記以外のもの	2.9	2.2	2.1	1.2	—	—

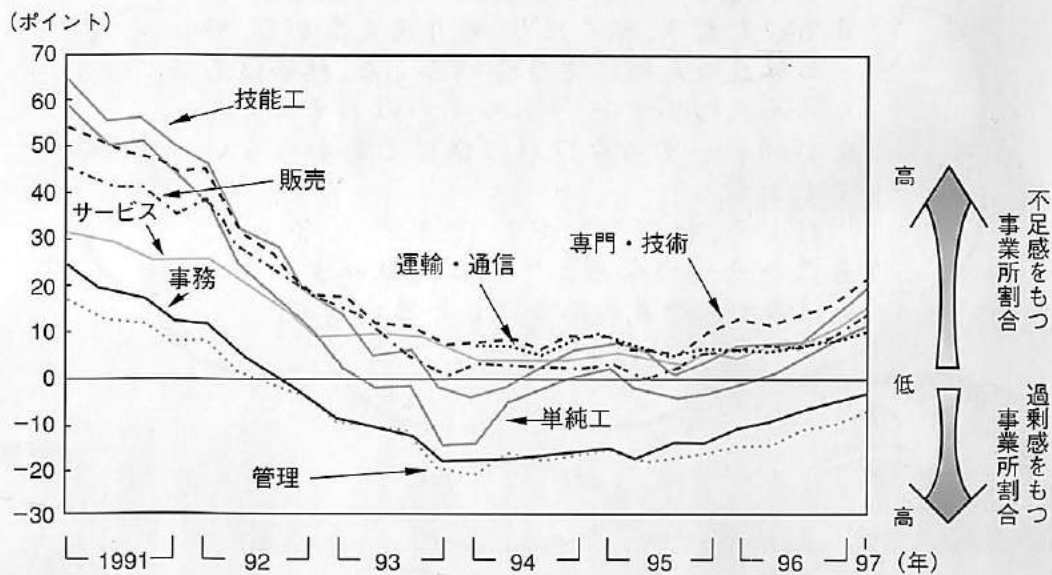
資料出所:文部省「平成9年度学校基本調査」



## 過剰感のみられる事務職

- ◆ 現在企業の中で働いている人々のなかで事務職については、近年、人数が多すぎるのではという過剰感をもつ企業が多くなっています。
- ◆ これまでの「女性らしい仕事」、「女性向きの仕事」、「女性だから事務職」という固定観念だけにとらわれず、「自分の仕事」を選びましょう。

### ▼ 職種別労働者の過不足判断D.I.の推移



資料出所 労働省「労働経済動向調査」

(注) 過不足判断指標 = 「不足」とする事業所割合 - 「過剰」とする事業所割合

自動車教習所指導員



# いま、こんな職場で、 女性は活躍して

カーデザイナー



駅員



溶接工

7年間にわたるOL生活で、社会勉強をさせていただき、転んだり、寄り道しながら、やっと現在の天職に巡り合いました。結果はもちろん大切ですが、そんなものはおそらく人生が終わってみなければ誰にもわかりませんでしょう。

むしろ、社会の入口で、とまどい、苦しみ、自己を見つめなおしている過程の方がこの先はるかに意義のあることだと思います。

いっぱい悩んで下さい。

船長



マーシャラー

# こんな仕事で います。



カメラマン



大工



MR (医療情報担当者)



機械修理、点検、技術者

部屋で一人、「私に向いている仕事はなんだろう？」と考えていても結論はでません。「足を使って情報を集めましょう！」自分の目で職場を見て、その職場の先輩から話を聞くことが自分の助けになります。その際に大切なのは『ひとつの職種にこだわらずにいろんな職場を見ること！』納得のいく決断が出来るはずです。



株式市場担当者(場立ち)



設計士



ランプコントローラー

# 就職を考えている

## あ・な・た・に

### 相談してみましょう

- ◆ 高校の就職指導の先生方は、就職の世話を長年やっておられるなど豊富な経験・情報や多くの企業とのつながりを持っていますので、相談してみましょう。
- ◆ 高校主催の職場見学の手機があれば積極的に参加するのもよいでしょう。



- ◆ また、興味を覚えた仕事についている先輩がいたら、話を聞いてみましょう。
- ◆ 女性少年室（P20, 21参照。）や、ハローワーク（公共職業安定所）からも仕事についての情報やアドバイスが得られますので、積極的に利用してみましょう。
- ◆ 一番身近かであなたのことを見てくれている両親とも十分に話し合しましょう。



## あなた自身を知るために

### 《自分で認識していますか？》

- 1 趣味や特技は？
- 2 得意な科目や分野は？
- 3 あなたの将来の夢や将来像は？

### 《職業とのかかわり方は？》

- 1 一人でコツコツとものごとに取り組みたい
- 2 多くの人とチームを組んで協力して取り組みたい
- 3 難しい仕事に挑戦して自分の能力を試したい
- 4 変化の少ない定型的仕事を地道に続けたい
- 5 忙しくても給与の高い仕事をしたい
- 6 給与が高なくてもゆとりをもって仕事をしたい
- 7 仕事と自分の余暇生活とは切り離して考えたい
- 8 仕事は自分の趣味や特技と結びつけたい



- ◆ 適性検査を受けてみましょう。
- ◆ 学校には各種適性検査が備えてあるでしょう。
- ◆ なお、日本労働研究機構編「職業レディネス・テスト」も参考になるでしょう。  
(発行 社団法人雇用問題研究会 連絡先：03-5695-0780)

## めざすところを選ぶために

### 《 志望する職種や「業界」は？ 》

- ・自分の興味のある分野、経験してみたい分野をある程度明確にしておきましょう。
- ・志望職種は固定的に考えないことも大切です。
- ・興味のある仕事について情報を持っていますか。
- ・「業界」を研究しましょう。

業種により

- 人事制度
- 賃金その他の労働条件
- 女性の活用度等

に違いがあります。

- ・総合してどんな職種、業界が自分に向いているか市販の資料も参考に、ある程度絞りこんでいきましょう。

### 《 人生設計とのかかわりで企業選びを！ 》

- ・給料が高い、通勤に便利、イメージが良いなどだけに注目していませんか？
- ・あなたの望む働き方によって、あなたが企業に求めることやポイントも違って来るでしょう。
- ・女性の能力を活かす人事管理が行われているかどうかは大切なポイントです。



# 先輩からの

# Message



私は現在、高知県で予防医学の放射線技師として働いています。

予防医学というと難しそうに聞こえるかもしれませんが、わかりやすく言えば健康診断でのエックス線撮影を仕事としている女性技師です。

学生の頃から資格をもった専門職になるのが私の希望でしたので、大学には進学せず、神戸にある放射線技師の専門学校へ進みました。その当時、実習中に講師の先生から乳がんの健康診断をするのに女性の技師を欲しがっている医療施設があることを聞きました。乳がん検診というのは、乳がんを発見するために女性の左右の乳房を圧迫してエックス線撮影をするものです。従って女性同志なら、受診者の方も抵抗が少ないから女性の技師が欲しいとの事でした。その頃、放射線技師の多くは男性で就職に際しても女性は産休があるので雇いたくないという個人病院も多く、そういった中であえて女性である事を武器にできる職場と聞いて私は、現在の医療施設を選んだのです。

働き始めて3年経ちますが、健診業務としての放射線技師の仕事には、胸部のエックス線撮影、胃のバリウム検査及び骨密度を量る骨粗しょう症検査などがあり、先輩の技師から各検査についての指導を受けました。施設内での仕事においては、上司又は先輩に頼れば良いのですが、レントゲンのバスに乗って遠方の市町村に出張健診に出た時は、撮影機器の故障などのあらゆるトラブルに1人で対処してゆかなければなりません。その現場に於いては、男女の性別での差異もなく1人の放射線技師として扱われています。そういう時私は、周囲のスタッフも1人前にみているな、と誇りに感じたりしています。しかしながら、健診を受けに来られる方になれば、女の技師ですから気さくに話掛けて下さる半面、大丈夫だろうかと不安がられる方もいます。私の今の職場環境では、1人の技師として扱われる時、女性として扱われるときの両方があり、後者にはどの職場にもあると思いますが良い面も悪い面もついてまわります。現場での様々な経験を通じて学んだこと、それは放射線技師の職場においては技術には男も女もない、技術者の技術能力でその価値が決められ男女に関しては平等であるという事です。しかし、女性の甘えた部分を出すと、「所詮女は…」という見方をされます。そういう部分ではなく、接客やコミュニケーションなどソフトなイメージを必要とする時に、男性にない面を出していくことで私たちは職場での女性という存在を表現していけると思います。

まだ社会人3年生の私の言葉ですが、これから社会へ出られる皆さん、近年様々な分野へ女性の進出が目立って増えていますが、どのような職種、職場を選ばれるにしても自分の仕事にプロ意識を持った上で、女性というメリットを活かして張頑張って下さい。



高知県総合保健協会 診療放射線技師 山田 陽子



# 企業はどんな人

## 企業からの一言

東京ベイヒルトン 人事支配人 堀 正幸

まず、ホテルについて少し説明しておきます。ホテルには色々な職種があります。たとえば、客室のベッドメイクや、清掃などを行う客室清掃係、レストランのお皿やグラスを洗浄・管理するスチュワード、フロントのカウンターに立ってチェックイン・チェックアウトを行うフロント係等、まだまだたくさんあります。

ホテルの仕事の80%以上は立仕事です。一日中立って、忙しい時は走らなければなりません。

ホテルは、利用してみると高級感があって優雅ですが、いざ働いてみると非常にハードな仕事です。休日も、土日・お正月はとれません。世の中の人が遊ぶ時に働いています。本当に人（お客様）と接するのが好きでなければなかなか続かないと思います。が、お客様から「お部屋が清潔で気持ちが良かった」、「お料理がおいしかった」等の声をかけられた時は疲れもすぐなくなります。

★

採用についてですが、毎年新卒生を採用しています。男女・学歴を問わず、幅広く採用していますが、主に、ホテルについて勉強をしているホテル専門学校や、短大や大学で観光学科やホテル学科を専攻されている学生さんが大半です。

最近の傾向では女性の応募者が目立ちます。7割位が女性です。

採用試験では、一般教養・英語・面接を行っています。

「これからのホテルウーマンは、英語はでき

てあたりまえ」と言う時代が来るかもしれませんが、英語は勉強しておいて下さい。

入社後約10ヶ月間は、まず「ホテルとは何？」を勉強してもらうために、3ヶ所ほどの部署をOJTで経験してもらいます。もちろんその間に、全員で接客マナーやグルーミング（身だしなみ）のトレーニングも行います。その後個人の適性をみて正式配属となります。

そのほか、英会話、各部署ごとに行われるトレーニングがありますので、積極的に参加して下さい。

★

最近、早期退職者の理由として、「接客業に向いていなかった」、「自分の考えていた仕事ではなかった」等の理由で退職される方が目立ちます。

就職活動で動きまわっている時に、自分の性格等をよく見直して下さい。「本当は、どのような仕事をしたいのか」、「将来は何をしたいのか」をハッキリさせ、就職活動に臨んで下さい。あせる気持ちもわかりますが、自分の夢に向かって行動した方が良いと思います。

当社では、学歴・性別・障害等の、差別、区別はありません。入社してしまえば、後は個人として見ます。女性の部長もいます。

★

ホテル業は接客中心できめ細かなサービスを必要としていますので、健康で活発な明るい方をこれからも採用していくつもりです。



# 材を求めているか

## 企業からの一言

東北電化工業株式会社 人事課長 小笠原 功

当社は、業種から言えば建設業に属し、電気設備工事の設計施工をやっています。

建設業は、従来は男性のみの職場と考えられていましたが、最近では女性の進出が目覚ましく、全ての工事現場において、女性の活躍する姿が見られます。

当社に於いても、数年前から女性の技術員を採用しており、年々増加の傾向にあります。

具体的な職種としては、電気の配線工事、照明器具の取付等を行う電気工事士と、施工及び工程の管理、他業者と折衝を行ったりする現場管理、そして、電気設備の設計担当者、積算担当者（CADオペレーター※も含む）と広範囲に渡っています。

現在では、女性の技術者として、第二種電気工事士4名、現場管理者4名、CADオペレーターも含め設計積算業務に携わる者9名となっています。今年度は、1名の設計積算業務関係者を採用しています（今年度の新規学卒者の採用は、男女合わせて23名）。

最近では、マルチメディア時代の到来と、電子技術の発展に伴って、専門工事業としても、この分野では重要視されています。特に電気設備業界では、第一種・第二種電気工事士、1級・2級電気工事施工管理技士、消防設備士、研削といし、アーク溶接等、数多くの資格を必要とします。

当社に於いては、全員が自分の業務に関係する資格を持つ様、指導教育を行っており、業務内容に適した資格の取得にチャレンジし、より高度な業務に対応出来る様にしています。

新入社員教育は、毎年4月2日（4月1日は、入社式）から、6月末までの3ヶ月間、電気工事高等職業訓練校に入校し、新社会人としての一般知識を身に付けると同時に、

電気工事を行うに当たって最低の国家試験である第二種電気工事士の資格を取得させています。

社員採用に当たっては、毎年、新規学卒者及び中途採用を実施し、男女、卒業学科は問わず、幅広く募集を行っていますが、女子も年々増加の傾向にあります。採用試験は、一般常識・作文・面接を行っていますが、特に、電気工事業の場合は、一つの建物を造る際、数多くの業者そしてまた、沢山の人が集まって協力しながら、完成させることが不可欠なので、当社では、面接を特に重視し、責任感、協調性、積極性、そして向学心を重視して採用しています。入社後、職業訓練校において、電気に関して訓練を行い、そしてまた、資格を取得させることに重点を置いているので、男女共習得学科を問わず、あくまでも本人の意思と能力、そしてやる気があるかどうかを重視しています。

建設業の将来を考えた場合、女性の雇用は避けて通れない重要な課題であると考えられます。健全な発展をする為にも若い人を是非必要と考えており、女性の果たす職種も増加しています。

建設業は、物を造る喜びがあり、資格取得に大いに挑戦して、自己の持てる力を発揮して、完成の喜びを味わえる職場であります。



※ CADオペレーター：Computer Aided Design コンピューターを使った設計ツール

# 進学を考えている

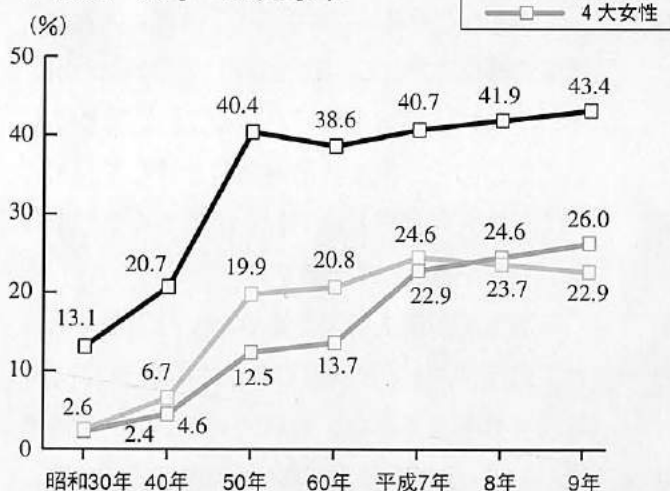
# あ・な・た・に

## 卒業後も視野にいれておきましょう

### 高まる進学率

- ◆ 女性の短大・大学への進学率は年々伸びてきています。
- ◆ 短大卒・大学卒の女性の就職率は上昇を続けていましたが、厳しい経済情勢が続いているここ数年は低下傾向にあります。

▼ 短大・大学への進学率

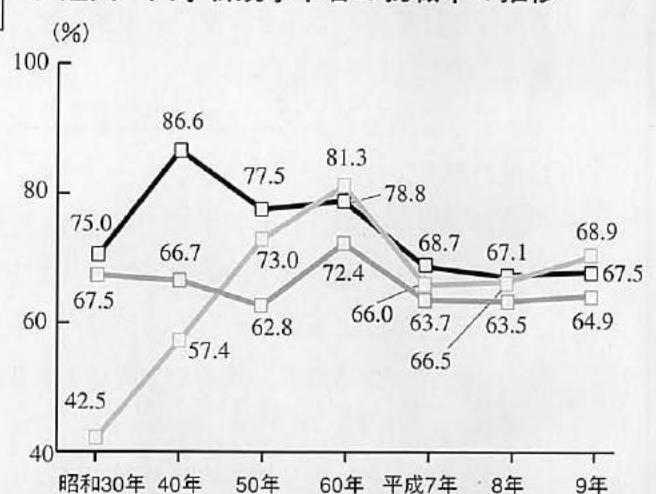


資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 大学・短期大学への進学率

$$= \frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$$

▼ 短大・大学新規学卒者の就職率の推移



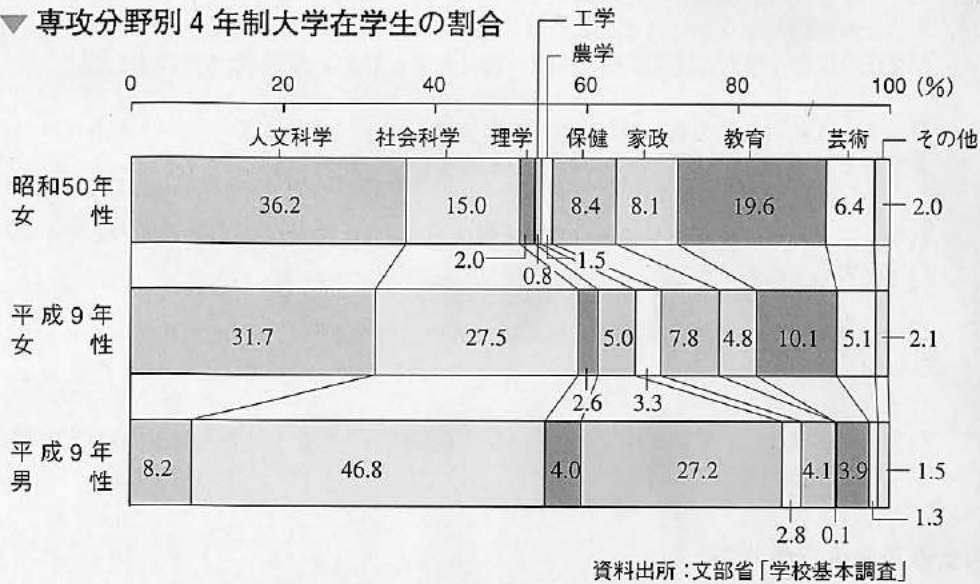
資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 就職率 =  $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業生数}} \times 100$

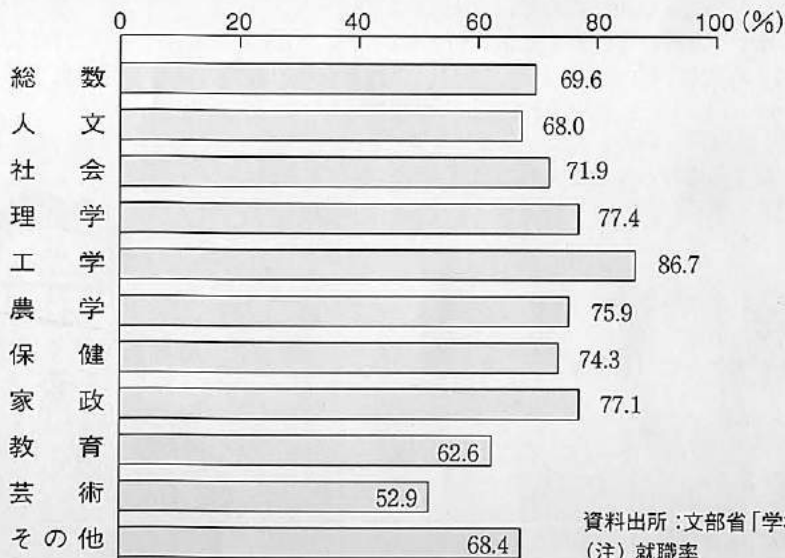
## 専攻分野の状況

- ◆ 女性の専攻科目は、人文科学が多いものの、最近は社会科学や理工系分野を専攻する女性も増加しつつあります。
- ◆ 専攻分野別の就職率をみると特に理工系が高く、文科系では社会科学分野が高くなっています。

### ▼ 専攻分野別 4 年制大学在学生の割合



### ▼ 専攻分野別就職率（平成9年女性）



$$\frac{\text{就職進学者を含む就職者}}{\text{卒業生}-大学院等への進学者-臨床研究医(予定者含む)} \times 100$$

# 知っておきたい女性をとりまく労働関係法律

## <労働基準法>

労働基準法は、賃金、労働時間、休憩など働く人にとって大切な労働条件の最低基準を定めているとても重要な法律です。

また、女性にとって特別の規定も定められています。

たとえば

- ・労働時間は、1日8時間、1週40時間と定められています。  
また、女性には、現在、残業時間や深夜業に一定の制限がありますが、平成11年4月からはこの制限がなくなります。これは、働く場で、本当に男女が等しく取り扱われることや女性の仕事の場を広げることを目的に制限をなくすることとしたものです。
- ・賃金は、直接本人に支払われなければなりませんし、「女性だから」という理由だけで、賃金額等で男性と差をつけてはいけなく定められています。
- ・妊娠した女性には、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間の休暇が認められています。
- ・妊産婦が請求した場合には、時間外・休日労働、深夜業をさせてはならないこととなっています。
- ・生後1年に満たない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間をとることができます。

## <男女雇用機会均等法>

男女雇用機会均等法は、職場で女性が男性に比べて不利な取扱いを受けることがないように、会社が人を雇うとき（募集・採用）から働く人が会社をやめる（定年・退職）までのいろいろな場面で、会社が守らなければならないことが決められています。

また、平成11年4月より女性だけ優遇する取扱いも原則として禁止となりました。これは、「女性のみ」や「女性優遇」の取扱いをすることが、逆に、男性と女性の職業の種類を分けてしまったり、「女性の仕事はこういうもの」と決めつけてしまう結果につながるからです。

たとえば、次のようなことを行っている会社は法律違反になります。

### ■募集・採用

求人票に

「男性歓迎」、「女性向きの仕事」

「セールスマン募集」

「高卒男性5名、女性3名募集」

と表示する

など。

### ■配置・昇進

「営業職には女性につけない。」

「会社の受付は女性。」

「女性は、課長にはしない。」

など。





■教育訓練

「研修は女性には受けさせない。」  
 「女性と男性の研修の内容が違う。」  
 など。

■福利厚生

「女性には住宅資金の貸付けをしない。」  
 「独身寮を女性には貸与せず代わりにの措置もとらない。」  
 など。

■定年・退職・解雇

「男性は65歳、女性は60歳定年とする。」  
 「女性は出産したら会社を退職するという取り決めをする。」  
 「結婚や妊娠・出産を理由に女性を解雇する。」  
 など。

〈育児・介護休業法〉

働く人は男性も女性も、事業主に申し出れば、子供が1歳になるまでの間で、必要な期間だけ育児をするために休業することができます。

また、平成11年4月1日から、配偶者、父母や子供などが病気などにより介護が必要な状態になったら、介護をするために休業することができます。

改正のポイント

1. 男女雇用機会均等法

事 項		改 正 法	現 行 法	施 行 期 日
差 別 の 禁 止	募 集 ・ 採 用	禁 止	努 力 義 務	平成11年4月1日
	配 置 ・ 昇 進	禁 止	努 力 義 務	
	教 育 訓 練	禁 止	一 部 禁 止	
	福 利 厚 生	一 部 禁 止	一 部 禁 止	
	定 年 ・ 退 職 ・ 解 雇	禁 止	禁 止	
女 性 の み ・ 女 性 優 遇		原 則 と し て 禁 止	適 法	
調 停	一 方 申 請 を 可 と す る	双 方 の 同 意 が 条 件		
制 裁	企 業 名 の 公 表	( 規 定 な し )		
ポ ジ テ ィ ブ ・ ア ク シ ョ ン		国 に よ る 援 助	( 規 定 な し )	
セ ク シ ュ ア ル ハ ラ ス メ ン ト		事 業 主 の 配 慮 義 務	( 規 定 な し )	
母 性 健 康 管 理		義 務 化	努 力 義 務	平成10年4月1日

2. 労働基準法

女性の時間外・休日労働、深夜業	規 制 を 解 消	就 業 を 規 制	平成11年4月1日
多胎妊娠における産前休業期間	14 週 間	10 週 間	平成10年4月1日

3. 育児・介護休業法

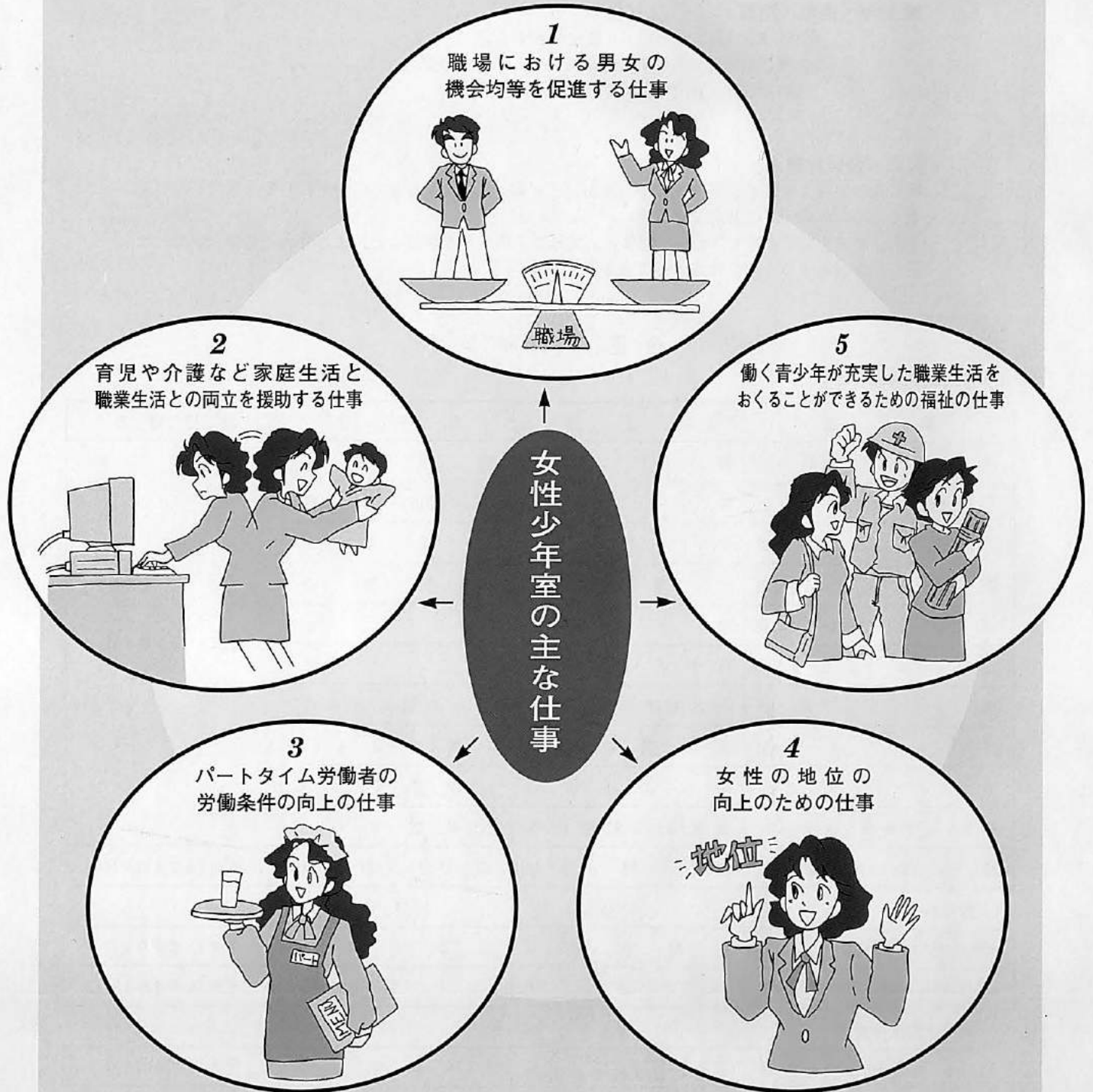
深 夜 業	育 児 又 は 家 族 介 護 を 行 う 労 働 者 の 深 夜 業 の 制 限	( 規 定 な し )	平成11年4月1日
-------	---	-------------	-----------

( 詳 しい こ と は 女 性 少 年 室 へ お 問 い 合 わ せ ぐ だ さ い 。 )

# 女性少年室について

女性少年室は、労働省の地方出先機関であり、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、パートタイム労働法の周知徹底や定着を図るとともに、母性健康管理対策を推進する等、女性がその能力を十分に発揮していきいきと働くことができる環境づくりに努めています。

このパンフレットでわかりにくい点は、お気軽に女性少年室までご相談ください。



## 女性少年室の所在地一覧

都道府県名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
	030-0801	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	0177-35-1033	0177-77-7696
	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	019-622-4645	019-623-0440
	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山形	990-0041	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	023-624-8228	023-624-8246
	960-0821	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
	310-0061	水戸市北見町1番11号	029-221-3915	029-233-0725
	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
	371-0026	前橋市大手町1丁目1番3号	027-231-5136	027-232-9639
埼玉県	336-0012	浦和市岸町5丁目8番13号	048-822-4273	048-832-4887
	260-0013	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
	112-0004	文京区後楽1丁目7番22号	03-3814-5372	03-3814-5619
	231-0003	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
	951-8133	新潟市川岸町1丁目56番地	025-266-0047	025-265-6420
富山	930-0856	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎	0764-32-2740	0764-32-3959
	920-0026	金沢市西念町103街区12番地 金沢駅西合同庁舎	076-231-3086	076-221-3087
	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
	400-0007	甲府市美咲1丁目2番13号	0552-52-6779	0552-54-4677
	380-0846	長野市旭町1108番地 長野第1合同庁舎	026-234-7817	026-234-7820
岐阜	500-8114	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-3046	058-245-3425
	420-0853	静岡市追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-252-5310	054-252-8216
	460-0001	名古屋市中区三ノ丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-4191	052-951-4193
	514-0002	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-228-2782	059-228-2785
	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-523-1190	077-527-3277
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地	075-241-0504	075-241-0493
	540-0008	大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-941-4647	06-946-6465
	650-0042	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎	078-332-7045	078-332-7005
	630-8113	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1820	0742-36-1821
	640-8392	和歌山市中之島2249番地	0734-22-4743	0734-22-4881
鳥取	680-0011	鳥取市東町2丁目302番地 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-3249	0857-29-4142
	690-0001	松江市東朝日町76番地 労働総合庁舎	0852-31-1161	0852-31-1505
	700-0907	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
	730-0012	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-223-2878	082-223-2875
	753-8505	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	0839-22-8017	0839-22-3880
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番6号 徳島地方合同庁舎	0886-52-2718	0886-52-2751
	760-0018	高松市天神前5番12号	087-831-3762	087-831-3759
	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
	780-0074	高知市南金田48番2	0888-85-6041	0888-85-6042
	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894	092-411-4895
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7150	0952-32-7151
	852-8106	長崎市岩川町16番16号 長崎合同庁舎	095-844-4384	095-844-4423
	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	0975-32-4025	0975-37-1240
	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-25-5531	0985-25-5543
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-222-8446	099-222-8459
	900-0033	那覇市久米2丁目30番1号	098-868-4380	098-869-7914

